

お茶まつり開催業務 仕様書

1 業務の名称

お茶まつり開催業務

2 業務の目的

宇部市の特産品であるお茶の魅力を市内外に発信し、お茶の消費拡大に寄与することを目的に、令和8年5月6日（水祝）に実施するお茶まつりの企画・運営を行う。

3 業務に要する費用

2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務委託契約期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで

5 履行場所

宇部市

6 業務内容

下記をはじめとした、お茶まつりの開催に係る準備業務を行う。

（1）出店者との調整

お茶まつりに出店する出店者の届け出を取りまとめ、保健所の許可取得、出店場所や内容の調整、出店料の徴収、問い合わせの対応を行う。

（2）関連業者との調整

お茶まつり実施に当たっての関連業者（音響業者、物品業者、警備会社、救護班など）への連絡・調整を行う。

（3）お茶まつりをより楽しんでもらえるコンテンツの準備

来場者に対して、小野のお茶の認知・消費増大を図り、お茶まつりを楽しんでもらえるようなコンテンツを実施する。（委託料に藤河内茶園までの中型バス1台の借上料を含む。）

7 委託料の支払い

本市から受託者に支払う委託料は、令和8年6月30日（火）までの業務完了日以後に本業務に要する費用を支払うものとする。

8 業務完了期限

業務の完了期限は、令和8年6月30日（火）とする。

9 業務完了報告書の提出

受託者は業務完了後に業務完了報告書を本市へ提出するものとする。

- (1) 提出物 業務完了報告書 正本1部（電子データ可）
- (2) 提出期限 令和8年6月30日（火）

10 成果品の帰属

本業務における成果品の帰属先については、本市と受託者が協議して定める。

11 業務の適正な実施に關すること

- (1) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (2) 守秘義務

本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に洩らし、又は自己の利益のために利用することはできない。なお、業務終了後にあっても同様とする。

- (3) 衛生管理

感染症等の感染防止対策を充分講じた上で、業務を実施すること。

12 その他

- (1) 契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度協議して本件業務を進めるものとする。

- (2) 市は業務委託期間中いつでも、業務の進捗状況の報告を求めることができる。